破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１７３号
長野県大町市大町2001番地１
破産者　百瀬　清史
1　破産債権の届出期間　平成22年２月10日まで
2　一般調査期日　平成22年２月24日午後１時30分
平成22年１月21日　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６０２号
大阪市住之江区浜口東３丁目３番10号、前住所大阪市住吉区遠里小野１丁目９番22―702号
破産者　石原商店こと　石原　暉也
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年４月12日午後３時30分
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４１８号
大阪府豊中市野田町34番４―603号
破産者　中本英子こと　陳　　金英
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年３月11日午後３時30分
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１９号
大阪府寝屋川市高宮１丁目24番１号
破産者　有限会社ジーゼット
1　破産債権の届出期間　平成22年２月22日まで
2　一般調査期日　平成22年４月12日午後３時30分
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１５３８号
京都府木津川市梅美台５丁目20番地17　ローズマリー102号
破産者　白尾まき子
1　破産債権の届出期間　平成22年２月25日まで
2　一般調査期日　平成22年４月20日午前11時
平成22年１月21日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第８６８９号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　株式会社クインランド
1　破産債権の届出期間　平成22年２月26日まで
2　一般調査期日　平成22年５月14日午後２時
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９０８号
大阪市西区京町堀１丁目４番３号
破産者　泰平建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年３月１日まで
2　一般調査期日　平成22年４月26日午後３時30分
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４７号
埼玉県川越市大字新宿572番地13
破産者　岩田　　彰
1　破産債権の届出期間　平成22年３月３日まで
2　一般調査期日　平成22年３月24日午後２時
平成22年１月20日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５６５号
群馬県前橋市西片貝町５丁目４番地８エルアルカザール小池、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市西片貝町５丁目４番地の８
破産者　有限会社風書店
1　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
2　一般調査期日　平成22年４月20日午前10時
平成22年１月20日　　前橋地方裁判所

債権者集会招集

平成２１年（フ）第８８３号
大阪市中央区南本町３丁目１番２号
破産者　株式会社ゼルビノグレイス
1　期日　平成22年３月12日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２４９号
山口市小郡維新町２―５―905、住民票上の住所山口県宇部市大字小野9588番地１
破産者　松田　清美
異議申述期間　平成22年２月25日まで
平成22年１月21日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７８４３号
大阪府枚方市津田東町２丁目37番26号
破産者　株式会社ユウコウ
異議申述期間　平成22年３月17日まで
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８４４号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目８番15―101号
破産者　山口　之郎
異議申述期間　平成22年３月17日まで
平成22年１月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘１丁目23番８号
破産者　株式会社まるとら
異議申述期間　平成22年３月19日まで
平成22年１月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第８０７号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5058番地　町住稲荷団地37―２―７
破産者　竹内　鉄応
異議申述期間　平成22年３月23日まで
平成22年１月21日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３００２号
大阪市福島区福島７丁目17番９号大包ビル４階
清算株式会社　株式会社日刊スポーツ広告社
代表清算人　植西　輝実
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０５４号
東京都練馬区谷原２丁目12番３号
清算株式会社　株式会社富士商事
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０号
栃木市城内町１丁目１番１号
清算株式会社　松本金属工業株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第２１号
栃木県上都賀郡西方町大字真名子580番地
清算株式会社　松本アルミ工業株式会社
代表清算人　荒川　正二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社は、債権者らに対する残債務全額の免除を受ける。
2　清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項記載の全債権者の残債務免除の効力は、新たにされた弁済の限度で喪失する。
3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等会社法第515条３項括弧書内の債権は、これを随時支払う。
宇都宮地方裁判所第１民事部